

低圧電気取扱い業務特別教育(学科のみ)実施のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当茨木労働基準協会支部の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件、労働安全衛生法第59条第3項では、**事業者は危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの**(安全衛生規則第36条)に**労働者をつかせる時は**、当該業務に関する安全又は衛生のための**特別教育を実施するよう義務**づけております。

当茨木労働基準協会支部では事業者に代わって下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

記

- 開催日 : 令和6年7月17日(水) 9:30~17:30
- 会場 : 茨木市市民総合センター 1階101号室
(茨木市駅前4-6-16)
- 内容 :

(1)低圧の電気に関する基礎知識	1時間
(2)低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
(3)低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
(4)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
(5)関係法令	1時間

実技教育は各事業場で、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上)実施してください。
- 講習料金 : 会 員 9,020円【受講料8,250円(税込)、テキスト代770円(税込)】
非 会 員 10,120円【受講料9,350円(税込)、テキスト代770円(税込)】
- 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXを入れてください。
- 支払い : 銀行振り込み
※ 申し込み手続き終了後は、講習料金は返金できません。

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
振込先 りそな銀行茨木西支店
口座番号 (普通)1135303
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

※ 振込先の口座名義等が変更になることがあります。

- その他 : ① 受講の取消し、受講者の変更等は講習日の1日前までにご連絡ください。
② 連絡のない欠席の場合は受講料の返却はできません。

低圧電気取扱い業務特別教育(学科のみ)受講申込書

(令和6年7月17日開催分)

記入不要	フリガナ		現住所
	受講者の氏名		
	生年月日		
		〒	—
	昭和 平成	年 月 日	
		〒	—
	昭和 平成	年 月 日	
		〒	—
	昭和 平成	年 月 日	
		〒	—
	昭和 平成	年 月 日	

受講者()人分 支払総額()円

テキストは講習当日お渡しします。

事業所名			
所在地	〒	—	
担当者氏名 及び連絡先	氏名		
	所属		
	TEL	FAX	

※ 下欄には記載しないでください。

受付日	受講資格	講習料金	受講票	備考